

## 共同利用プライバシーポリシー

株式会社 CWS は平成 28 年 12 月 1 日以降に実施する電力小売事業のために平成 28 年 8 月 1 日以後に降取得したお客さま情報の一部を共同利用します。

### 共同利用する者の範囲

株式会社 CWS は以下の者との間で個人情報を共同利用することがあります※1。

1. 小売電気事業者※2
2. 一般電気事業者※3
3. 電力広域的運営推進機関

### 共同利用の目的

1. 託送供給契約又は発電量調整供給契約(以下「託送供給等契約」といいます。)の締結、変更又は解約のため
2. 小売供給契約又は電気受給契約(以下「小売供給等契約」といいます。)の廃止取次※4のため
3. 供(給受電)地点に関する情報の確認のため
4. 電力量の検針、設備の保守・点検・交換、停電時・災害時等の設備の調査その他の託送供給等給契約に基づく一般電気事業者の業務遂行のため

### 共同利用する情報項目

1. 基本情報:氏名、住所、電話番号及び小売供給等契約の契約番号
2. 供給(受電)地点に関する情報:託送供給等契約を締結する一般電気事業者の供給区域、離島供給約款対象、供給(受電)地点特定番号、託送契約高情報、電流上限値、接続送電サービスメニュー、力率、供給方式、託送契約決定方法、計器情報、引込柱番号、系統系連設備有無、託送契約異動年月日、検針日、契約状態、廃止措置方法

### 共同利用の管理責任者

1. 基本情報:小売供給等契約を締結している小売電気事業者又は一般電気事業者
2. 供(給受電)地点に関する情報:供給(受電)地点を供給区域とする一般電気事業者

- ※1 株式会社 CWS は、共同利用の目的のために必要な範囲の事業者に限定して個人情報を共同利用するものであり、必ずしも全ての小売電気事業者及び一般電気事業者及び需要抑制契約者との間で個人情報を共同利用するものではありません。

- ・ ※2 小売電気事業者とは、電気事業法(昭和 39 年 7 月 11 日法律第 170 号)第 2 条の 5 第 1 項に規定する登録拒否事由に該当せず、資源エネルギー庁のホームページに記載されている登録小売電気事業者一覧記載の事業者をいいます。
- ・ ※3 一般電気事業者とは、北海道電力株式会社、東北電力株式会社、東京電力株式会社、中部電力株式会社、北陸電力株式会社、関西電力株式会社、中国電力株式会社、四国電力株式会社、九州電力株式会社及び沖縄電力株式会社をいいます。
- ・ ※4 需要抑制契約者とは、一般送配電事業者たる会員との間で需要抑制量調整供給契約を締結している事業者(契約締結前に事業者コードを取得している事業者を含みます)をいいます(事業者の名称、所在地等については、電力広域的運営推進機関のホームページ(<https://www.occto.or.jp/privacy/negawatt-jigyousya.html>)をご参照ください)。
- ・ ※5「小売供給等契約の廃止取次」とは、お客さまから新たに小売供給等契約の申込みを受けた小売電気事業者が、スイッチング支援システムを通じて、お客さまを代行して、既存の小売電気事業者に対して、小売供給等契約の解約の申込みを行うことをいいます。